

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 2月 6日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 木 下 竜 哉

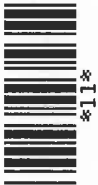
別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 2月 25日から 令和 8年 3月 5日まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8年 3月 12日 午前10時00分 大阪地方裁判所堺支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8年 3月 26日 午前10時00分 大阪地方裁判所堺支部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 2月 6日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間の最終日の受付は午後5時までです。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7,370,000 5,896,000	一括	1,474,000	44,176	12,480
1	2,420,000				
2	4,950,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 羽曳野市島泉八丁目
地 番 173番16
地 目 宅地
地 積 100.02平方メートル
- 2 所 在 羽曳野市島泉八丁目173番地16
家屋 番号 173番16
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき2階建
床 面 積 1階 47.79平方メートル
2階 48.60平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年12月22日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 木 下 竜 哉

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 羽曳野市島泉八丁目 |
| | 地 番 | 173番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 100.02平方メートル |
| 2 | 所 在 | 羽曳野市島泉八丁目173番地16 |
| | 家屋 番号 | 173番16 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 47.79平方メートル
2階 48.60平方メートル |



令和 7年(ケ)第 121号
令和 7年 9月26日受理
令和 年 月 日提出
7.11.-5

現況調査報告書

大阪地方裁判所堺支部

執行官 谷 本 雅 則

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 羽曳野市島泉八丁目 |
| | 地 番 | 173番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 100.02平方メートル |
| 2 | 所 在 | 羽曳野市島泉八丁目173番地16 |
| | 家屋 番号 | 173番16 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 47.79平方メートル
2階 48.60平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	大阪府羽曳野市島泉8丁目13番21号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居(空き家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 所有者の氏
- (2) 郵便受けの表示 なし（表札とほぼ一体）

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地について、地積測量図等を参考に適宜概測したところ、その形状は別紙土地建物位置関係図（概略）のとおりであり、地積は公簿面積とほぼ一致すると思われる。
- (2) 目的土地は目的建物の敷地となっており、別紙土地建物位置関係図（概略）のとおりカーポートがある。また、同図にあるとおり、外観上水のように無色に見えたが内容不明の液体が充填された大き目のタンク（動産）が置いてあった。
- (3) 南側にて幅員 4 m 以上の建築基準法上の道路に接している。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は別紙間取略図のとおりであり、概ね公簿面積どおりである。
- (2) 室内の状況は別紙添付写真のとおりであり、テレビ、テーブル、イス、タンスベッド等の家財道具や日常生活用品等の動産類が散在したが、冷蔵庫や洗濯機は見当たらない上、電気や水も通じておらず水回りが乾いているなど、相当期間人の出入りがなく住居として使用されていない様子が窺われた。
- (3) 全般に概ね経年相当の劣化、損耗が認められる。

4 その他の状況について

- (1) 立入調査前に執行官が目的物件に臨場した際、執行官が郵便受けに投入した各文書が立入調査時にもそのまま残っていた。
- (2) 執行官は、立入調査後、登記上の所有者以外で何らかの占有権原を主張する者はすみやかに書面で届け出るよう催告する文書を室内に差し置いたが、以後何らの申し出もない。

以 上

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

立入調査等の結果から、目的建物は、所有者が住居（空き家）として使用、占有しているものと認める。

以 上

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年10月 1日 16:10ー16:20	大阪法務局富田林支局	公図等調査
R7年10月 3日 15:15ー15:30	物件所在地	物件及び占有調査(不在), 照会書等投入(回答なし)
R7年10月 3日 15:50ー15:55	羽曳野市役所	道路関係調査
R7年10月 9日 11:40ー11:45	物件所在地	占有調査(不在), 在宅要請書投入
R7年10月17日 8:30ー9:15	物件所在地	立入調査(評価人帯同, 解錠)
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 7年10月17日
目的物件は不在で施錠されていたので, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

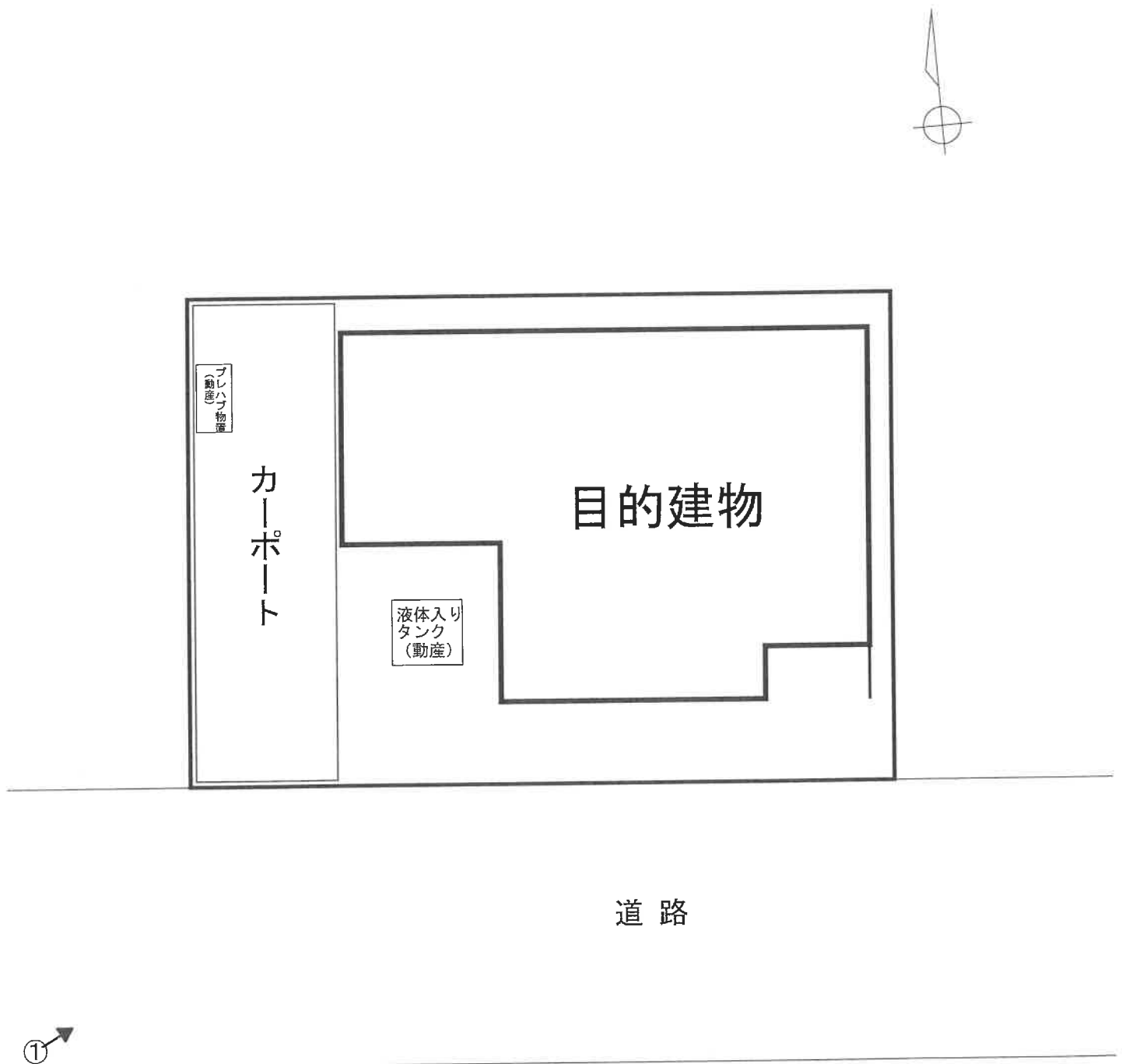
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

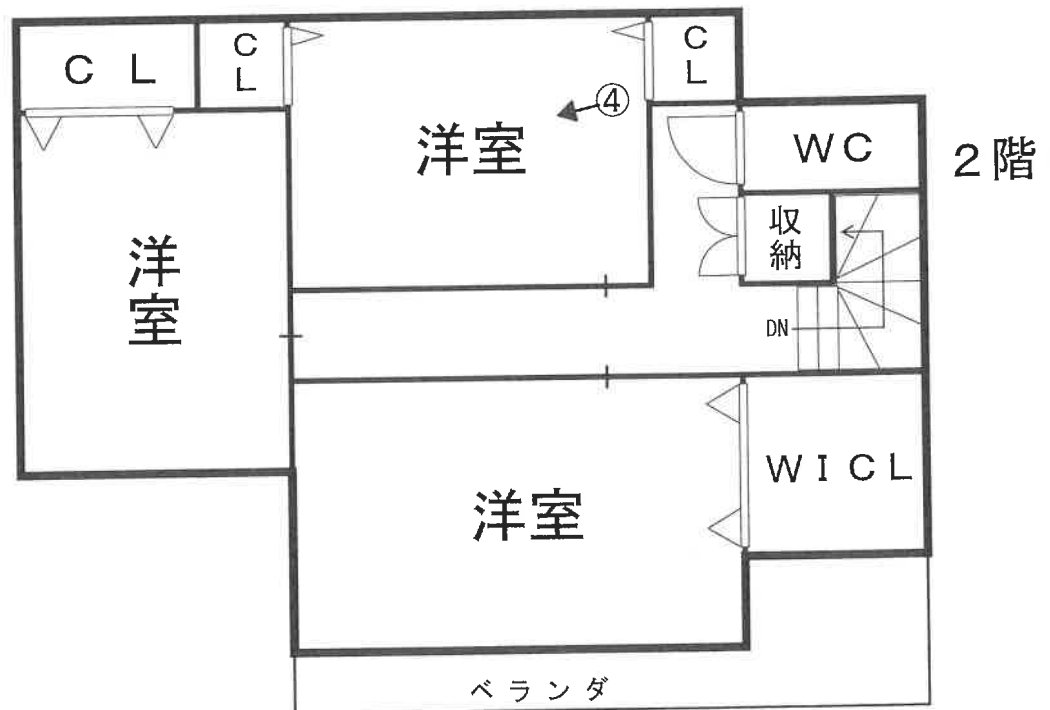
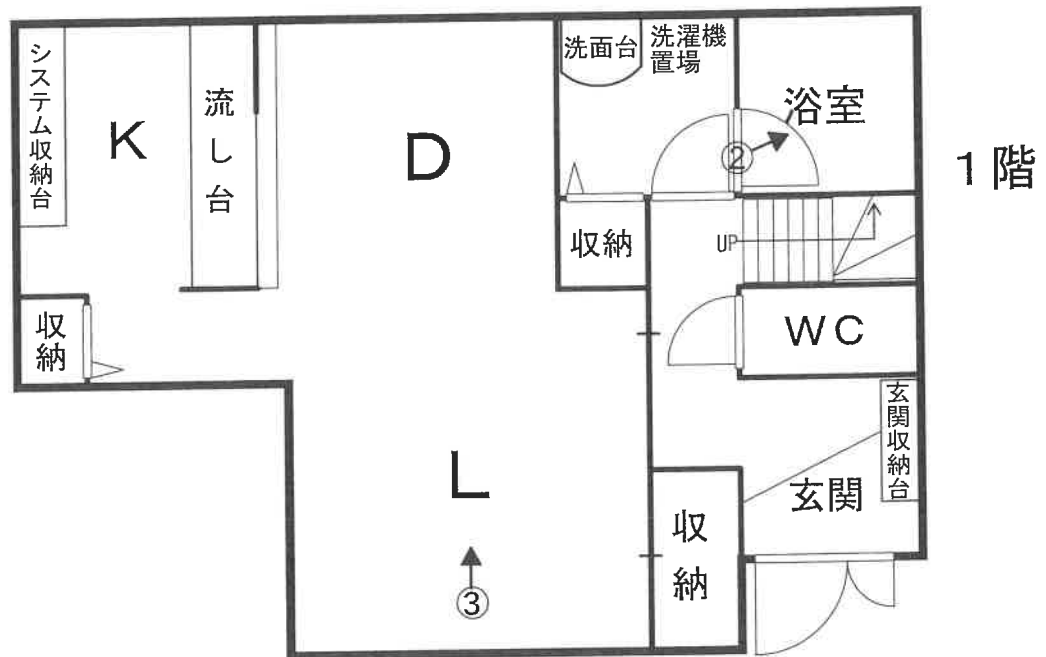
(5枚目)

土地建物位置関係図（概略）



←○写真撮影位置・方向

間 取 略 図



←○写真撮影位置・方向





③



④

令和7年（ケ） 第121号
令和7年10月17日 現地調査
令和7年11月12日 評 価

大阪地方裁判所 堺支部 御中

評 価 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

持 田 泰 輔

第1 評価額

一 括 価 格	
金 7,370,000円	
内 訳 価 格	
物件 1	金 2,420,000円
物件 2	金 4,950,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
番号	特 記 事 項		
1	・適宜概測したところ、目的土地の形状等は地積測量図と概ね一致した。但し、境界標が一部確認できなかったことから、正確な数量等については、隣接地所有者立会いの下、専門家による測量を要する。 ・目的土地にはカーポートが設置されている。 ・目的土地には、外観上水のように無色に見えたが内容不明の液体が充填された大き目のタンク（動産）が置いてあった。		
2	・建物図面と目的建物の現況は概ね一致した。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	近鉄南大阪線 「高鷲」 駅 北方 道路距離 約800m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第一種住居地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	法22条区域
	その他の規制	日影規制（5h/3h）、羽曳野市景観計画区域、宅地造成等工事規制区域
画地条件	規模	100.02㎡（登記面積）
	形状	長方形
	間口・奥行	間口約12.0m（南側）・奥行約8.3m
	高低差等	概ね平坦地
接面道路の状況	南側	幅員約4.7m市道（建築基準法第42条1項1号）
	接道状況	中間画地、概ね等高接面
土地の利用状況等	現況	居宅の敷地
	東側	一般住宅
	西側	一般住宅
	南側	道路
	北側	公園
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	（注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	土壌汚染対策法等、特定施設に係る公的資料調査、土地の閉鎖登記簿の資料調査による限りにおいては、土壌汚染の可能性は確認できなかった。但し、昭和45年・同55年の住宅地図において、近隣に工場と推測される施設の記載があることから、土壌汚染の可能性は否定できない。なお、土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	
特記事項	第3の「特記事項」欄記載の通り。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数等	建築年月日（登記記載）	平成17年11月3日新築
	経過年数	約20年
	経済的残存耐用年数	約10年
仕 様	構 造	木造2階建
	屋 根	スレート葺
	外 壁	吹付タイル等
	内 壁	クロス
	天 井	クロス
	床	フローリング等
	設 備	電気、ガス、給排水、衛生設備等
	その他	－
床面積（現況）	延 96.39㎡ 未登記の増築はなく、登記数量と現況は概ね一致している。	
現 況 用 途 等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間取り	3LDK
品 等	普通	
保守管理の状態	概ね経年相当の劣化、損耗が認められた。	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	・ 確認申請：有、完了検査：有 ・ 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材の使用可能性は否定できないものと考えられる。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・ 設備等の稼働の状況を確認したものではない。 ・ 設備等の正確な所有関係やリース関係等は不詳である。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	87,000	1.04	100.02	0.85	7,692,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 羽曳野-2

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 86,900\text{円/㎡} & \times 100.0/100 & \times 100/104 & \times 100/96 & \div & 87,000\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.04 方位	1.00	1.00	1.00	1.04

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
1.00	0.96 駅距離	1.00	1.00	0.96

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.04 方位	1.00	1.00	1.00	1.04

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価： 建物の現状や建物と敷地との適応の状態等を考慮し、-15%が適切と判断した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格（円） (千円未満四捨五入) エ（ア×イ×ウ）
2	160,000	96.39	0.26	4,010,000

ウ 現価率

経過年数 約20年

経済的残存耐用年数 約10年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 10\text{年} / (\text{経過年数} 20\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 10\text{年}) \} \times (1 - 0.3) \approx 0.26$$

※ 観察減価は目的建物の現状や中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	7,692,000	0.50	法定地上権	3,846,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) × ウ × エ × オ × カ]
1	7,692,000	－ 3,846,000		0.90	0.70		2,420,000
2	4,010,000	＋ 3,846,000	1.00	0.90	0.70	0	4,950,000
一括価格 (合計)							7,370,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

①土壌汚染の可能性が否定できないこと、②アスベスト含有建材使用の可能性が否定できないことから、市場性の減退に基づく市場性修正率を0.90と判断した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示 羽曳野-2

所 在 : 羽曳野市島泉7丁目111番14「島泉7-3-17」
価 格 : 86,900円/㎡
位 置 : 近鉄南大阪線 「高鷲」駅 北方 約1,200m (道路距離)
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 120㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 南 4.3m 市道
用途指定等 : 第一種住居地域 (建ぺい率60%, 容積率200%)
地域の概要 : 中小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 6,029,705円
物件2 : 2,150,554円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図 (写)
- 3 地積測量図 (写)
- 4 建物図面・各階平面図 (写)
- 5 間取図 (概略)

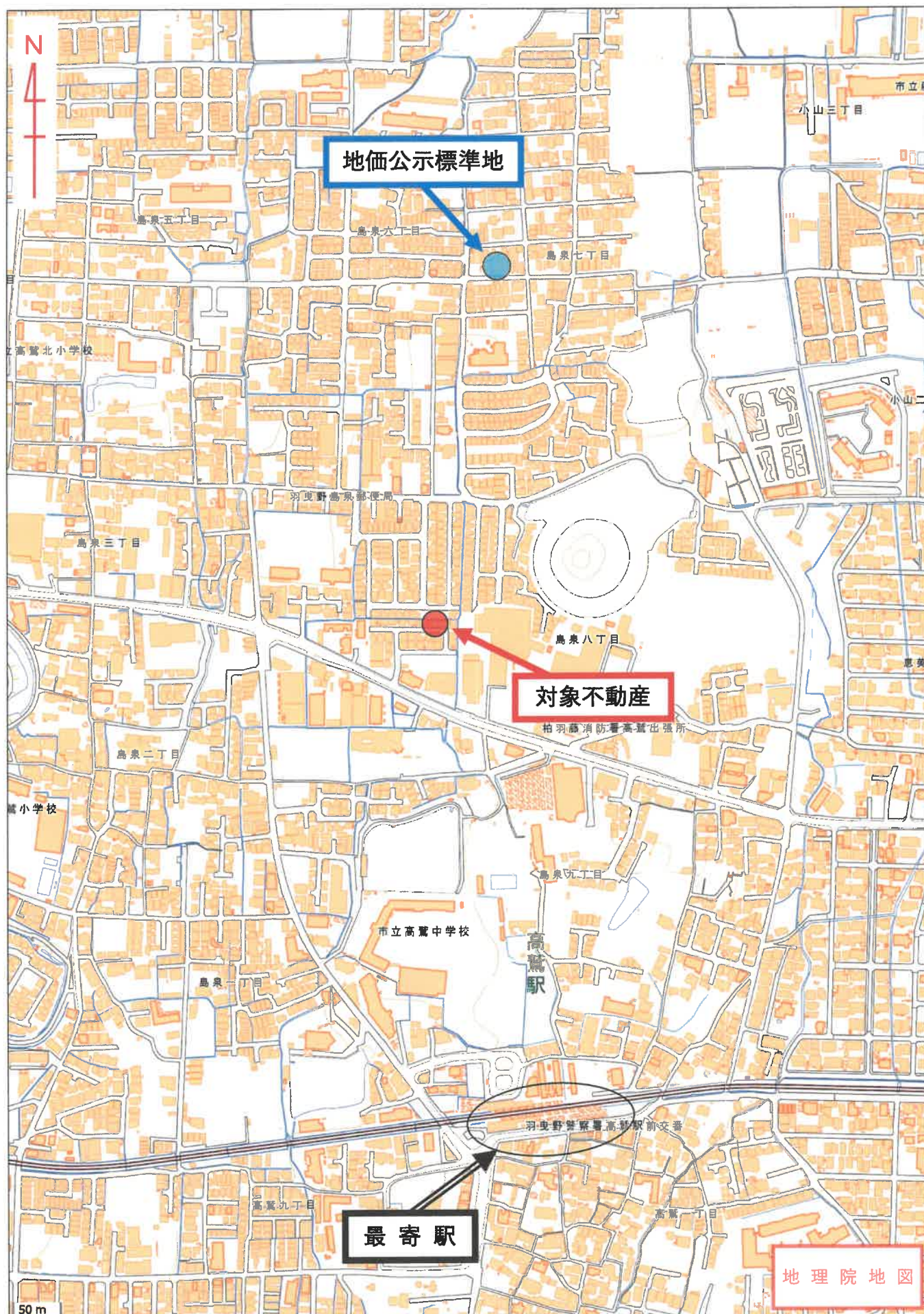
以 上

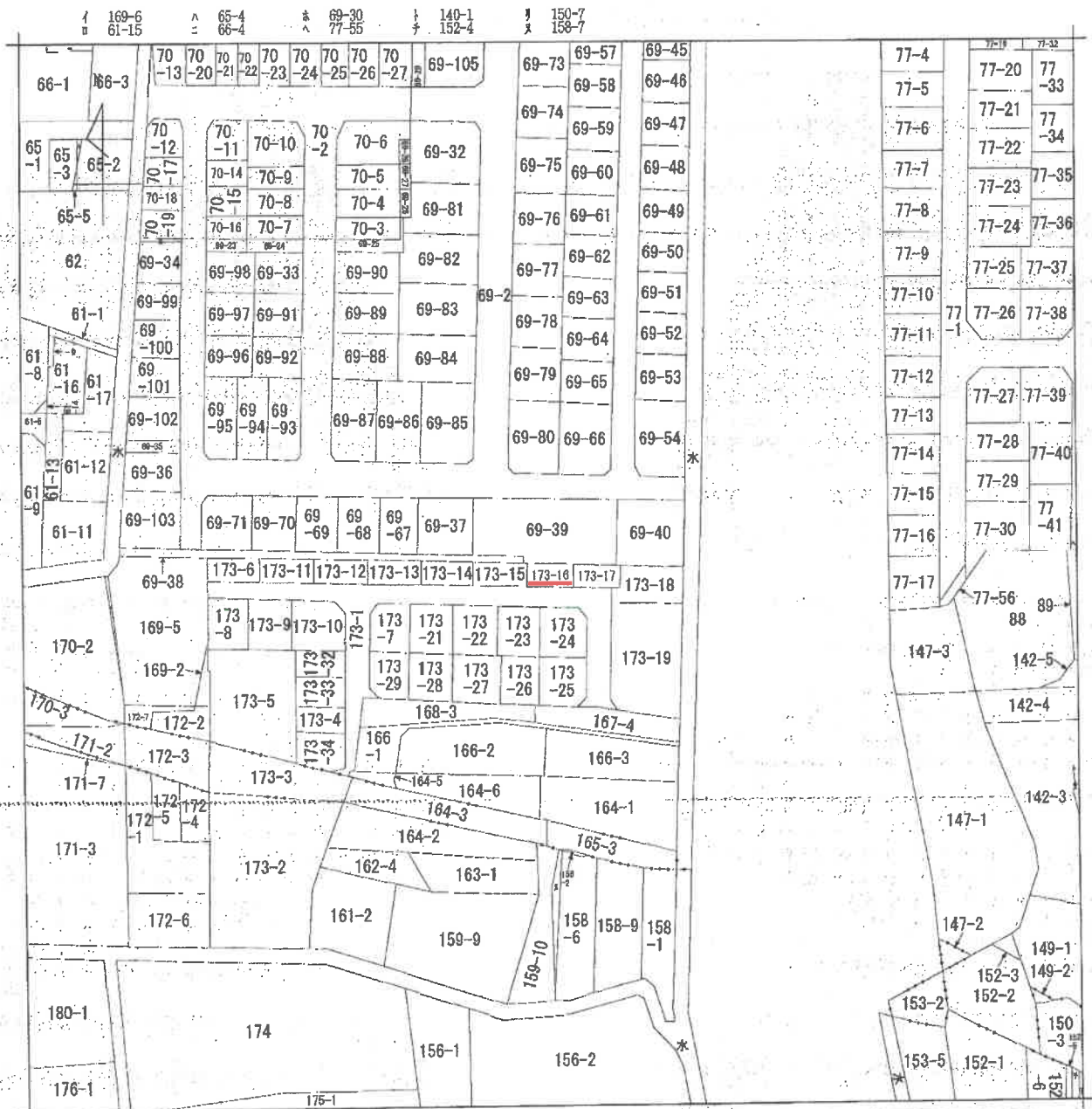
物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 羽曳野市島泉八丁目 |
| | 地 番 | 173番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 100.02平方メートル |
| 2 | 所 在 | 羽曳野市島泉八丁目173番地16 |
| | 家屋 番号 | 173番16 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 47.79平方メートル
2階 48.60平方メートル |



【位置図】





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所 在				地 番		173番16	
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局富田林支局管轄)

令和7年8月22日

大阪法務局

地図整理番号: M47968

登記官

(1/1)

A4 判に縮小

登記年月日：平成17年7月26日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(土地法務局 宮田 林 支局 署様)
令和7年8月22日 大阪法務局

A4判に縮小

0015317

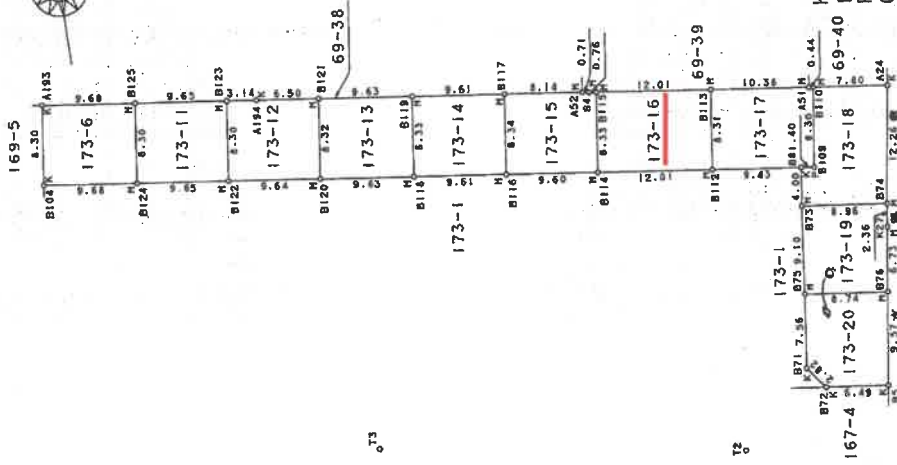
前173-6 改 新173-6、173-11~173-19 17.26
地積測量図 1/5

地番 173-6-11
ないし-20
土地の所在 羽曳野市島泉8丁目

引張点表

P1 T2	X座標	134.117
	Y座標	87.069
P2 T3	X座標	140.436
	Y座標	49.300
P3 T6	X座標	133.217
	Y座標	5.919

境界点	P1	P2	P3
A24	40.35	64.97	107.87
A51	37.91	58.30	100.61
A52	40.66	42.29	80.70
A193	81.70	49.94	49.84
A194	62.53	38.08	57.68
B8	29.58	52.74	95.96
B73	25.70	50.76	94.33
B74	29.33	58.85	102.66
B75	17.07	47.22	91.19
B76	22.01	55.60	99.56
B104	78.27	44.31	41.65
B109	29.92	53.93	97.22
B110	38.00	58.65	101.01
B112	29.00	45.00	87.52
B113	37.29	50.57	91.71
B114	32.49	36.33	77.11
B115	40.07	43.04	81.84
B116	37.87	31.04	69.16
B117	44.56	38.70	74.41
B118	44.70	28.13	61.68
B119	50.49	36.39	67.50
B120	52.43	26.36	54.85
B121	57.43	36.56	61.32
B122	60.72	31.68	48.97
B123	55.08	39.18	56.11
B124	69.36	37.27	44.43
B125	73.21	43.82	52.19
K27	27.33	57.89	101.79
S4	40.36	42.64	81.24



凡例
A - 金庫プレート
K - 鋼筋コンクリート
M - 鋼筋コンクリート
P - プラスチック板
C - コンクリート杭

平成17年7月26日登記

作製者 土地法務局 申請人 土地法務局
平成17年7月25日作成

縮尺 1/500
(大阪土地法務局)

登記年月日：平成17年7月26日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局富田林交番署)
令和7年8月22日 大阪法務局

A4判に縮小

0015318

地番 173-6-11
ない-20

地積測量図 2/2

土地の所在 羽曳野市島袋8丁目

173-6			
点番	Ym	Xm	(Xn+1) - Xn-1 Ym
B129	179.649	29.740	284.413183
A133	180.385	20.147	-136.759276
B124	172.762	18.001	-181.706583
B124	171.422	28.531	196.813104
			180.480620
			180.480620
			40.43
			24.33
173-11			
点番	Ym	Xm	(Xn+1) - Xn-1 Ym
B124	171.422	28.531	-275.356704
B122	170.087	38.151	263.018888
B123	178.317	38.301	375.057824
B125	179.649	29.740	-205.024454
			180.480620
			180.480620
			40.43
			24.33
173-12			
点番	Ym	Xm	(Xn+1) - Xn-1 Ym
B122	170.087	38.151	-364.923460
B120	168.752	47.705	329.409930
B121	176.992	48.137	446.162725
A194	177.883	42.412	-305.437684
B123	178.317	38.301	160.407705
			80.2034525
			80.20
			24.26
173-13			
点番	Ym	Xm	(Xn+1) - Xn-1 Ym
B120	168.752	47.705	-456.844326
B116	167.419	57.245	329.409930
B119	175.972	48.137	339.932528
B121	176.992	48.137	-334.080440
			140.402278
			80.2034525
			80.20
			24.26
173-14			
点番	Ym	Xm	(Xn+1) - Xn-1 Ym
B118	167.419	57.245	-548.984118
B116	166.085	67.925	482.983180
B117	174.354	67.925	17.254125
B119	175.972	58.338	-404.938666
			160.341371
			80.1906855
			80.19
			24.23
173-15			
点番	Ym	Xm	(Xn+1) - Xn-1 Ym
B116	166.085	67.925	-640.581380
B114	164.750	76.281	528.176568
B115	173.012	77.434	647.183372
B117	175.118	76.885	17.254125
A52	173.236	75.991	93.806112
B117	174.354	67.925	-485.935485
			160.342972
			80.1814850
			80.18
			24.23

173-16			
点番	Ym	Xm	(Xn+1) - Xn-1 Ym
B114	164.760	76.281	-756.336030
B112	163.097	88.181	578.780075
B113	171.335	89.331	885.728780
B115	173.012	77.434	-509.128550
			200.052273
			160.342972
			100.03
			30.25
173-17			
点番	Ym	Xm	(Xn+1) - Xn-1 Ym
B112	163.097	88.181	-841.423102
B8	161.782	97.521	-146.163978
B109	161.589	98.907	794.330148
B110	169.823	100.056	858.172584
A31	169.885	99.613	150.050681
B113	171.335	89.331	-606.309616
			180.058564
			90.0132420
			90.01
			27.22
173-18			
点番	Ym	Xm	(Xn+1) - Xn-1 Ym
B4	161.782	97.521	-386.181715
B73	157.823	96.983	-51.250566
B74	156.625	105.874	145.366750
A24	168.746	107.755	1422.509026
B110	169.823	100.056	-715.107379
B109	161.589	98.907	-394.330148
			200.072826
			100.0364130
			100.03
			30.28
173-19			
点番	Ym	Xm	(Xn+1) - Xn-1 Ym
B73	157.823	96.983	-758.430520
B75	157.823	95.769	-975.409590
B76	147.637	104.432	972.501706
B78	154.246	105.508	948.305904
B74	156.625	105.874	374.478875
			161.247975
			80.6238875
			80.62
			24.38
173-20			
点番	Ym	Xm	(Xn+1) - Xn-1 Ym
B75	146.805	95.769	-608.415640
B71	141.304	94.759	-28.385600
B72	139.055	96.403	-350.706341
B5	138.187	104.432	833.130710
B76	147.637	104.432	1109.765161
			160.483390
			80.4416950
			80.44
			24.33

面積 932.5416280

縮尺 1/

申請人



(平成17年7月25日作成)

土地家屋調査士

作成者

平成17年7月26日登記

地図整理番号：M47969

(2/2)

【建物図面・各階平面図(写)】

登記年月日：平成17年11月7日

これは図面に記載されている内容を説明した書面である。

(大阪法務局 富田林文彦 監製)

令和7年8月22日 大阪法務局

登記官

A4判に縮小

各階平面図 0515526		建物図面 各階平面図	
家屋番号	173-16	家屋番号	173-16
建物の所在	羽曳野市鶴泉8丁目173番地16	建物の所在	羽曳野市鶴泉8丁目173番地16
平成17年11月7日登記		平成17年11月7日登記	

1階平面図

3.60 x 2.70 = 9.7200
 6.30 x 1.50 = 9.4500
 3.40 x 1.80 = 6.1200
 合計 25.2900
 内面積 25.29 m²

2階平面図

4.50 x 2.70 = 12.1500
 5.30 x 4.50 = 23.8500
 4.50 x 1.80 = 8.1000
 合計 44.1000
 内面積 44.10 m²

建物図面

縮尺 1/250

申請人

作成者 土地家屋調査士

平成17年11月5日作製

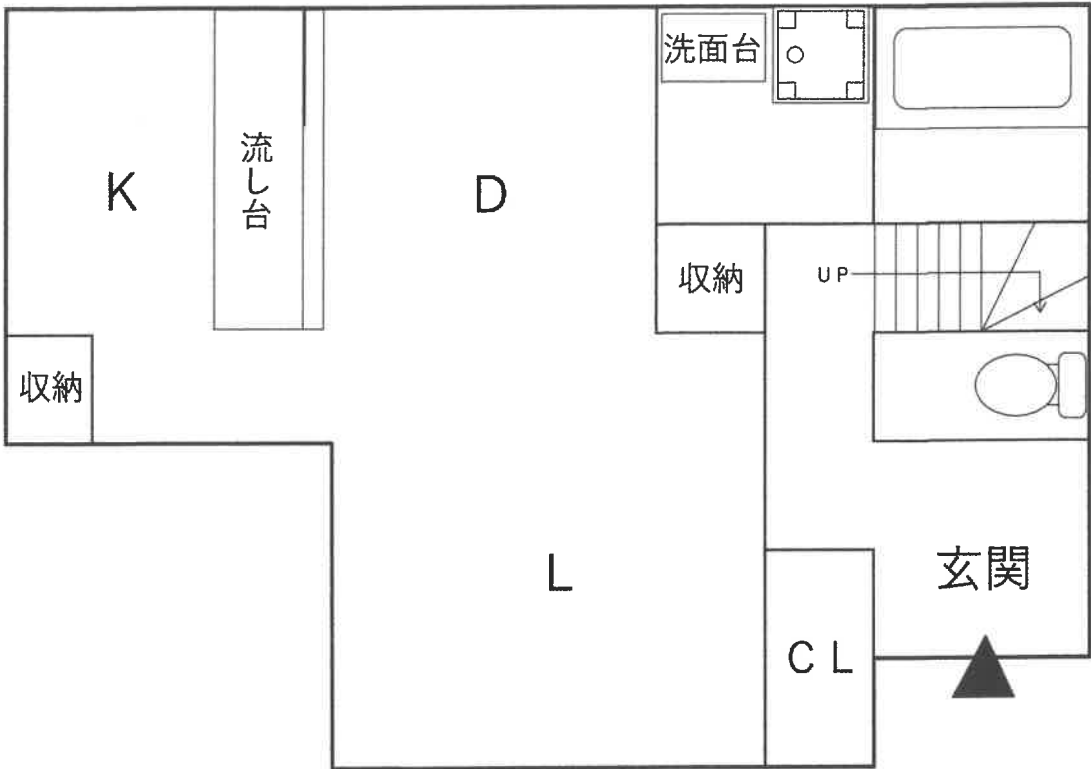
縮尺 1/500

(大阪土地家屋調査士会)

地図整理番号：M47970

間取図（概略）
令和7年（ケ）第121号

1階



2階

